社会福祉法人波賀の里福祉会　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人波賀の里福祉会（以下「当法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任解任委員会（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

　（報酬等の支給）

第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

２　当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が１００万円を超えない範囲とする。

３　当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が２０万円を超えない範囲とする。

（報酬等の算定方法）

第３条　役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

　(1) 報酬については、別表に定める額とする。

　(2) 役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

２　理事会及び評議員会等の会議に出席した場合の交通費については、職員旅費規程に基づき、実費相当額（１㎞につき３０円）を支給する。

　（当法人職員給与との併給）

第４条　当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（支給の方法）

第６条　役員等に対する報酬等の支給時期は、報酬等の区分に応じて定める時期とする。

２　役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

３　支払いは、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し現金支給とする。

（端数の処理）

第８条　この規程により，計算金額に１円未満の端数が生じたときには，次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については，これを切り捨てる。

(2) 50銭以上１円未満の端数については，これを１円に切り上げる。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補足）

第10条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

別表１　役員等の報酬（第３条関係）

（１）理事長

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 報酬の額 |
| 理事長執務 | 日額　１０，０００円 |

　　　※　所得税を除く。

（２）役員等

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日 額 |
| 理事会・評議員会及び監事監査等への出席 | １０，０００円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | １０，０００円 |

　　　※　所得税を除く。　半日以下の場合は、半額とする。

附　則

この規程は、平成２９年７月１日より施行する

この規程は、平成３０年６月１日より改定する